

令和2年5月22日

AIMR 研究室責任者 各位
AIMR 研究支援部門長
その他関係者 各位

材料科学高等研究所新型コロナウイルス感染症対策本部

BCP レベル 3 での感染防止対策

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）に基づき、AIMR は 4 月 8 日から BCP レベル 4 の対応を実施していましたが、このたび大学本部新型コロナウイルス感染症対策本部から BCP レベル 3 への移行が許可されました。

つきましては、以下に示す対応を踏まえながら、AIMR は BCP レベル 3 に移行します。

BCP レベル 3 への移行前準備、ならびに対応の詳細は以下の通りです。

1 レベル 3 への移行前準備

- 1.1 各研究室は「感染症防止対策点検チェックシート（別紙 1）」（以下「チェックシート」とする）に基づき、研究室の感染防止対策を自己評価する。
- 1.2 自己評価を研究室責任者が確認し、チェックシートを材料科学高等研究所新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「AIMR 対策本部」とする）に提出することで、本通知に示された BCP レベル 3 対応での研究活動を開始できる。なお、チェックシート中に未達項目がある場合、または質問がある場合には、あらかじめ AIMR 対策本部に報告し、改善確認したうえで提出する。
- 1.3 AIMR 対策本部でのチェックシートの受付、質問への回答は 5 月 25 日（月）から開始する。

2 感染予防について

- 2.1 研究活動の遂行にあたり踏まえるべき原則として、接触・飛沫感染防止、健康管理、関係者の名簿管理と入退室等の活動歴の記録、通勤時の感染防止行動、および安全確保に必要な措置の徹底をする。詳細はチェックシートの各項目のとおり。
- 2.2 接触・飛沫感染防止は家族間の感染防止にも有効であるので、自宅等でも徹底する。
- 2.3 チェックシートは 2 週間ごとに、AIMR 対策本部に提出する。

- 2.4 AIMR 対策本部が毎月 1 回全研究室を巡視し、すでに指摘していた改善点の対応の確認や、さらに改善すべき点を指摘する。
 - 2.5 朝夕の検温と健康状態および外出先等の行動の記録は、レベル 4 で実施していた記録 (Email 通知:【AIMR covid-19 #24】Records of daily activities & health (2020/04/20)) を、レベル 3 の間も継続して実施する。
 - 2.6 4 月 30 日総務係通知による「出勤状況報告書」については、新たに出勤場所 (部屋) を追加した様式に改訂したので、今後はこの様式を使い、引き続き総務係に提出する。
 - 2.7 新規採用者に対しては、AIMR 対策本部が部局の対応について、各研究室責任者が研究室独自の対応について感染症対策教育を行う。
- 3 感染者や感染が疑われる者が発生した場合の対応について
 - 3.1 感染者や感染が疑われる者は直ちに研究室責任者または研究室連絡担当者とその旨を伝え、研究室責任者または研究室連絡担当者は所内緊急連絡網を使って AIMR 対策本部へ伝える。
 - 3.2 AIMR 対策本部は本部対策本部に状況を報告するとともに、所内緊急連絡網を使って所内全研究室の責任者および連絡担当者に、研究室の使用停止、濃厚接触者の確認とリスト作成などを指示し、感染防止対策を徹底させる旨を周知する。
 - 3.3 該当する研究室は AIMR 対策本部に 2 週間、毎日情報を提供する。
 - 3.4 状況に応じて部局独自に BCP レベルを上げ、対策を徹底する。
- 4 滞在時間管理について
 - 4.1 オンサイト作業による研究活動を行う場合は、以下の要件を満たす場合に許可する。
 - 4.1.1 緊急性・重要性の高い作業について優先度を検討の上、滞在時間を決定する。
 - 4.1.2 一日あたりの研究室滞在時間はひとり最大 5 時間まで、とする。また、できるだけ同時に滞在する時間を減らす。(常時の滞在時間を一人あたり 10 時間/日とみなして、その 50%以下 (契約等で定められている場合、それに準じる))。レベル 0 (通常時) のアクティビティを 100%とした場合、レベル 3 でのアクティビティは 50%以内とすることを根拠とする。
 - 4.1.3 滞在は日中 (8:30-17:15) に限る。
 - 4.1.4 4.1.2 および 4.1.3 に関して、大学本部の方針変更や研究室の状況を考慮して、レベル 3 期間中に条件を変更することがある。
 - 4.1.5 複数人で同一の部屋に立ち入る際の事前の許可申請は廃止する (2020/4/30 総務係通知)。

- 5 夜間・休日の入館について
 - 5.1 夜間・休日の建物への出入りは原則認めない。

- 6 出張について
 - 6.1 学生・教職員の県境を越える移動が発生する大学の活動は、停止が当面継続される。
 - 6.2 基本的に出張は控える。Web 会議等での用務が困難な場合、許可制で認める場合がある。
 - 6.3 出張後、一定期間テレワーク勤務とする場合がある。期間は出張先などを考慮して検討する。

- 7 研究支援部門の支援業務について
 - 7.1 研究支援部門(事務部門)は、出勤率 50%の範囲内でテレワーク体制を維持する。
 - 7.2 各系の対応業務については、7.1 のテレワーク体制下で可能な範囲内とする。

問合せ先・チェックシート提出先：

AIMR COVID-19 感染症対策本部 Email: aimr-covid-19@grp.tohoku.ac.jp

以上